

○国土交通省告示第千四百六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年十二月八日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

一般国道45号改築工事（八戸バイパス・青森県八戸市大字妙字大開地内から同市大字新井田字小久保尻地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 青森県八戸市大字妙字大開及び字西平、大字大久保字大塚、字弥四郎蒔目、字町畑西ノ平、字小久保平及び字小久保尻並びに大字新井田字出口平及び字小久保尻地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県八戸市大字妙字大開地内から同市大字新井田字小久保尻地内までの延長2,520mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事（八戸バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道45号は、宮城県仙台市を起点として、宮城県気仙沼市、岩手県宮古市、青森県八戸市等を経て、青森県青森市に至る延長554.8kmの東北地方の太平洋沿岸における主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道45号（以下「現道」という。）は、狭小な2車線道路であり、また、店舗や事務所等が混在している箇所があり、本件区間周辺には大学等があることから、自動車交通量が多いにもかかわらず、交通容量の不足から朝夕の通勤、通学時間帯を中心に慢性的な交通混雑が発生し、円滑な交通の確保が困難な状況にある。平成11年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、青森県八戸市大字新井田字小久保尻地内で21,450台/日、混雑度1.73となっている。

本件事業の完成により、現道は4車線に拡幅され、交通容量も確保されることから、現道における交通混雑の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年5月に同法等に準じて、環境影響評価を任意に実施したところ、騒音について環境基準を超える値が見られるものの、低騒音舗装を施工することにより環境基準を満足するものと評価されている。起業者は、上記評価結果を踏まえ、供用後も調査を行い、低騒音舗装を施工することとしている。また、その他の生活環境に係る項目は、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和47年1月29日に都市計画決定、昭和63年12月17日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は変更後の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条

第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、八戸市の市長及び市議会から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 青森県八戸市役所